

令和6年度 保育関係予算案の概要

(令和6年度予算案・令和5年度補正予算)

(前年度予算額)

2兆2,960億円+1,154億円

(2兆1,915億円)

《保育関係予算案の主な内容》 ※点線内は令和5年度補正予算において計上

1 「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく対応

(1) 幼児教育・保育の質の向上

- 4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置※を設ける。これと併せて最低基準の改正（30対1→25対1）を行う（当分の間は従前の基準による運営も可能とする経過措置を設ける。）。また、3歳児についても、4・5歳児と同様に、最低基準の改正（20対1→15対1）を行う。

※チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25対1以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。

- 保育士等の処遇改善について、令和5年度人事院勧告を踏まえた対応を実施。また、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの計画書の提出を原則廃止（代わりに賃金改善を行う旨の誓約書を提出）する。

- （独）福祉医療機構の「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」を改修し、保育所等の施設・事業者の経営情報を収集し、集計・分析の結果を公表できるようにする。また、教育・保育給付に係る予算要求においてデータの活用を図る。

(2) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充

- 全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度（仮称）」の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。また、こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

※既存の保育所や小規模保育所等が空き部屋を転用するなどして試行的事業を実施する場合の財産処分については、経過期間にかかわらず国庫納付を不要にする等の措置を行う予定。

- 病児保育の安定的な運営に資するよう、「こども未来戦略」に基づき基本分単価の引き上げを行うとともに、当日キャンセル対応加算を本格実施する。

(3) 多様な支援ニーズへの対応等

- 「家庭支援推進保育事業」において、現行の要件に加え、「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する保育所等については、特に配慮が必要とされるこどもが入所児童の「30%以上」である場合についても補助対象とする。

- 医療的ケア児の受け入れを行う保育所等について、効果的・効率的な巡回による看護師配置を行うことを目的として「医療的ケア巡回型」を創設するほか、医療的ケア児の保育にあたる保育士等及び看護師等の研修の充実、医療的ケア児の災害対策および個別性に着目した備品の補助等を実施する。

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

2 保育の受け皿整備

- 「新子育て安心プラン」に基づき、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育所等の整備を推進する。

3 保育人材確保のための総合的な対策

- 保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士と園のニーズに合ったマッチングとするため、潜在保育士への情報提供や見学同行等、復職に向けた伴走支援を行うために「保育士キャリアアドバイザー」を配置する。
- 潜在保育士の再就職を促進するため、まずは保育補助者として保育現場で従事し、段階的に保育士として復帰する際の足がかりとなるよう支援を行う。
- 修学資金貸付について、保育士を目指す学生が金銭的な理由で指定保育士養成施設への進学を諦めることのないよう、所要の額を確保する。
- 保育士支援アドバイザーにおける巡回支援について広域での対応が可能となるよう補助基準額の拡充などを行う。

4 保育現場のICT化の推進

- 保育士等の業務負担軽減に向け、①登降園管理、②保護者との連絡、③保育計画・記録に加え、④実費徴収等のキャッシュレス決済等のためのシステム導入等を支援。※さらに、保育所等におけるICT化を推進するため、自治体において、ICT事業者や保育事業者などで構成される協議会を設置し、域内の保育所等へのシステム導入促進のための取組を行っている場合に補助率の嵩上げ（1/2→2/3）。※新たにキャッシュレス決済システムを導入する場合には、過去に本補助金を活用して登降園管理等の他のシステムを導入している場合でも対象とする。
- ICT化推進に係る施策の検討に向けた基礎的データを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を実施。
- 給付・監査等の業務負担が大きいとされる保育現場でのDXの実現に向けて、行政事務の運用実態を把握して、標準化やデジタル化を進めるための調査研究事業を実施。（「デジタル行財政改革」の取組やデジ田交付金を活用した先行モデル事業とも緊密に連携）

5 多様な保育の充実等

- 「保育利用支援事業（入園予約制）」について、①1年の育休取得後に限定せずに、慣らし保育等で育休の切り上げを希望する者も対象とする、②出産を機に退職した後、子どもが満1歳を迎えてから翌4月までに、再就職のために保育所等への入所を希望する者も対象に追加する拡充を行う。
- 保育所の2歳児（年度途中で満3歳を迎える児童）について、年度の途中で利用児童数が減少してしまうようなケースが生じた場合を対象に、地域の在宅低年齢児に対する相談支援を実施するための経費を補助する。

6 認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
また、認可保育所への移行を目指す認可外保育施設等に対し、認可外保育施設指導監督基準の適合に必要な改修費や移転費等を支援するほか、ベビーシッターの研修機会を増加させることにより、更なる質の向上を図る。

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

7 子ども・子育て支援新制度の推進

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、企業主導型の事業所内保育への支援等を引き続き実施する。

(1) 子どものための教育・保育給付等

- 4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置※を設ける。これと併せて最低基準の改正（30対1→25対1）を行う（当分の間は従前の基準による運営も可能とする経過措置を設ける。）。また、3歳児についても、4・5歳児と同様に、最低基準の改正（20対1→15対1）を行う。【再掲】
※チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25対1以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。
- 保育士等の処遇改善について、令和5年度人事院勧告を踏まえた対応を実施。また、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの計画書の提出を原則廃止（代わりに賃金改善を行う旨の誓約書を提出）する。【再掲】
- その他、公定価格の改善を図る。

【主な拡充内容】

◇地域区分の見直し

令和3年度介護報酬改定の内容を踏まえ、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを追加する。

◇主任保育士専任加算の要件の見直し

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、要件を満たしたものと取り扱う。

◇主幹教諭等専任加算の見直し

幼児教育センター等と連携した園内研修の実施によっても取得できるよう要件を弾力化する。

◇小学校接続加算の見直し

小学校接続加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、下記要件（※）i～iiを満たした場合を一段階目、下記要件i～iiiを満たした場合を二段階目とするともに、加算額の見直しを行う。

（※）要件

- i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

（２）地域子ども・子育て支援事業

- 延長保育事業について、1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を引き下げるとともに、30分の延長保育を実施する場合の補助基準額の引き上げ等を行う。
- 病児保育の安定的な運営に資するよう、「こども未来戦略」に基づき基本分単価の引き上げを行うとともに、当日キャンセル対応加算を本格実施する。【再掲】

（３）企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

- 仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、適切な執行管理のための発行枚数の管理、制度の趣旨を徹底するための周知等を実施する。

8 保育所等におけるこどもの安全対策

- パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。
- ICTを活用したこども見守りサービス（GPSやBluetoothを活用したシステムなど）などの安全対策に資する機器等を導入するための経費について、令和4年度第2次補正予算に引き続き支援する。